

要請書

2018 年 1 月 27 日

千葉県教育委員会 様

秋葉 幸一さんを守る会

代表 吉岡 秀樹

貴委員会が 2017 年 5 月 24 日に刑事告発した、千葉県立成田北高校元教諭 秋葉幸一氏（以下 秋葉さん）の個人情報保護条例違反は、同年 12 月 21 日に不起訴処分となりました。

この件について以下 2 点を要請します。

1. 秋葉さん並びにその教え子と保護者の皆さん、知人、友人、ご家族、学校関係者及び今回の事件をマスコミ報道で誤解して知ることとなった市民、県民に向けて、検察が**不起訴処分の判断**を下したことに対する**意思表示**と刑事告発をしたことについての**謝罪表明**を求めます。

<理由>

(1)秋葉さんはすでに 2016 年 5 月 20 日付で勧告処分を受けていたにもかかわらず、その 1 年後に刑事告発され、警察による家宅捜査や証拠品押収、延べ 10 時間にも及ぶ取り調べなどにより、著しく人権を踏みにじられ、その後も長期にわたり、社会的信用を傷つけられました。不起訴処分という検察の下した結果を真摯に受け止めるならば、公的な場での謝罪表明は当然のことです。

(2)残念ながらほとんどのマスコミ報道は正確さを欠いていました。「無断で情報を持ち出し」「不正な情報の持ち出し」の表現は明らかに間違いです。それは秋葉さんの「仕事上の情報の持ち出し」であり、当時の管理職も黙認していたことは貴委員会による調査の際も秋葉さん本人がしっかりと述べていることです。誤ったマスコミ報道の原因には貴委員会の誤った情報提供があり、その報道がずっと訂正されないできた責任の大半は貴委員会にあります。

(3)そもそも秋葉さんの行為は、教え子一人ひとりに対して安全保障関連法の廃止署名をお願いしたものにすぎません。したがって個人情報保護条例の意図する「自己や第三者の不正な利益を図る目的」は全くありません。むしろ、18 歳選挙権が適用される参議院選挙も近づいていた時期に、秋葉さんは、卒業生に宛てた署名依頼文の末尾に「18 歳選挙権に伴い国政選挙に行かれることを期待します。…夢を信じて、自分のために大切な一票を投じて下さい。あなたの幸せはあなた自身の力で勝ち取ることを念じています」と記しています。自分自

身のために政治に関心を持って欲しいという秋葉さんの、教え子へ向けた思いのこもったこの一文は『教え子を二度と戦地へ送り出してはいけない』という戦前の教師たちの苦い教訓を引きついだものに相違ありません。

戦争法と言われる安全保障関連法が国会で強行可決され、戦争がひたひたと近づくこのときに秋葉さんは、元教師として卒業生の一番大事な時期に一人ひとりに呼びかけたのです。「平和な世を創る主権者たれ」と。しかも、手紙の文面は決して押しつけではありませんでした。

「平和」や「主権者」というキーワードをこそ学校では大事にしなければならぬこの時代に残念ながら職員室でも教室でもじっくりとそれを語れないほど現場には自由がなく忙しいということを耳にします。秋葉さんの行為は貴重な本当の意味での政治教育だといえるのではないのでしょうか。貴委員会は秋葉さんの行為からそのことを学ぶべきだったのだと思います。

もちろん、公務の必要上手元に残しておいた生徒の個人情報をも目的外に使用してしまったことについては本人が反省する通りですが、これにはすでに一年前に勧告処分が下されています。貴委員会はさらに法的根拠のない刑事告発をすることによって、秋葉さんの行為をすべて非として葬ってしまおうとしたものです。

(4) また、勧告処分からの経緯を県の文教常任委員会、県教育委員会会議議事録を時系列で読み解くと一部県議の強い要望によって先例のない刑事告発をしたことが推測されます。学校に対しては政治的中立を求める貴委員会の執り行う教育行政が、一部の政治的圧力にゆがめられたとすれば大問題です。さらに、秋葉さんへの刑事告発が本人の人権侵害だけでなく、学校現場の管理強化や、現職教師や退職教師の市民的自由を押さえ込み、萎縮させる力になったとしたら貴委員会の行為は極めて不当なことだと言わざるを得ません。

2. 秋葉幸一氏の別紙の抗議内容を私たちは全面的に支援します。別紙抗議文並びに、房総法律事務所の弁護士からの別紙質問状に誠実に答えることを求めます。

以上